



2019年11月21日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 キ ャ リ ア
代 表 者 名 代 表 取 締 役 川 嶋 一 郎
会 長 兼 社 長
(コード：6198 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 羽 鳥 雅 之
(TEL. 03-6863-9450)

監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更及び
監査等委員会設置会社移行後の役員人事について

当社は、本日開催の取締役会において、2019年12月24日開催予定の定時株主総会での承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。また、これに伴い同定時株主総会に付議する定款の一部変更及び監査等委員会設置会社移行後の役員人事を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 目的

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制をより充実させ、更なる企業価値向上に努めることを目的としております。

(2) 移行の時期

2019年12月24日開催予定の定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認いただき、同株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

2. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものです。また、その他関連する規定につき、文言の修正・削除、条文の新設及び条数の変更等を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

- ①定款変更のための定時株主総会開催予定日 2019年12月24日
- ②定款変更の効力発生予定日 2019年12月24日

3. 役員人事の内容

役員人事の内容は別紙のとおりであります。

以 上

【別紙】

1. 定款変更内容

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(中略)	中略 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) (現行どおり)
(2) 監査役	(2) 監査等委員会
<u>(3) 監査役会</u>	(削除)
<u>(4) 会計監査人</u>	<u>(3) (会計監査人)</u>
(中略)	中略 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
(中略)	中略 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(中略)	中略 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第18条 当社の取締役は3名以上とする。	第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> は3名以上とする。
(新設)	2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。
(取締役会の招集及び議長)	(取締役会の招集及び議長)
第19条 取締役会は、社長がこれを招集し、議長となる。	第19条 取締役会は、 <u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。なお、取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>
(取締役の選任の方法)	(取締役の選任の方法)
第20条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。取締役の選任については、累積投票によらない。	第20条 取締役の選任決議は、 <u>株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。取締役の選任については、累積投票によらない。</u>
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。	第21条 取締役 <u>(監査等委員の取締役である者を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。
(新設)	2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(中略)</p>	<p><u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>中略（現行どおり）</p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会はその決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。必要に応じて、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(報酬)</p> <p>第 25 条 <u>取締役の報酬、及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から取締役社長 1 名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第 25 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(中略)</p> <p>(新設)</p>	<p>中略（現行どおり）</p> <p><u>(取締役への委任)</u></p> <p><u>第 27 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 27 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。</p> <p>(監査役および監査役会)</p> <p>第 28 条 当会社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の選任の方法)</p> <p>第 29 条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 当会社の監査役は、株主総会において総株主の決議権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

<p>(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、選任後の4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役) 第31条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規程) 第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除) 第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>

<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度) 第36条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までの年1期とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度) 第31条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第32条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第33条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第34条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 1 当社は、会社法第426条第1項の規定により、2019年12月開催の定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 2019年12月開催の定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項に定めるところによる。</p>
---	---

2. 役員人事

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

（2019年12月24日開催予定の定時株主総会にて付議）

氏名	現役職	新役職
川嶋 一郎	代表取締役会長兼社長	同左
竹上 雅彦	取締役	同左
羽鳥 雅之	取締役	同左
谷間 真	社外取締役	同左

谷間真氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役の候補者であります。

(2) 監査等委員である取締役の候補者

（2019年12月24日開催予定の定時株主総会にて付議）

氏名	現役職	新役職
吉村 精治	監査役（常勤）	取締役 監査等委員（常勤）
竹澤 大格	社外取締役	社外取締役 監査等委員
山本 和成	（新任）※	社外取締役 監査等委員

竹澤大格氏及び山本和成氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役の候補者であります。

※新任監査等委員である取締役候補者について

氏名	現職
やまもと かずなり 山本 和成 (1973年1月3日)	山本和成公認会計士・税理士事務所 所長

(3) 退任予定取締役

（2019年12月24日開催予定の定時株主総会終結の時をもって退任予定）

氏名	現役職	新役職
蒲原 翔太	取締役	—

(4) 退任予定監査役

（2019年12月24日開催予定の定時株主総会終結の時をもって退任予定）

氏名	現役職	新役職
谷口 誠治	社外監査役	—
田中 奉文	社外監査役	—